平成28年4月1日制定

改正

令和2年6月21日

令和3年8月10日

いわき市地方卸売市場受託物品受領業務の適正化及び事故防止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公設地方卸売市場(以下「市場」という。)における卸売業者が卸売のための販売の委託を受けた物品(以下「受託物品」という。)の受領及びその物品を卸売場に配列する場合における事故の防止について、いわき市地方卸売市場業務条例(平成28年いわき市条例第1号。以下「条例」という。)第45条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(送り状及び受託物品の確認)

- 第2条 卸売業者は、条例第45条第1項に規定する卸売のための販売の委託をした者(以下「委託者」という。)に対しては、必ず送り状を添付するよう指導するものとし、送り状用紙の作成が困難な 委託者に対しては、卸売業者においてこれを準備して使用させるものとする。
- 2 卸売業者は、受託物品の受領に際しては、委託者の送り状の内容と物品とを確実に照合し、事故 物品の発生を未然に防止するものとする。
- 3 前項の照合は、その物品の受託者名、委託者名、荷印、出荷年月日、種類、品質、等級、数量等 について誤りのないことを確認するものとする。

(物品受領通知書の交付)

- 第3条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、直ちにその物品の品名、数量、等級、品質及び受領日時を記載した任意の様式による物品受領通知書を作成し、委託者又はその代理人に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、物品受領通知書に代えることができる。
 - (1) 受領の翌日までに任意の様式による売買仕切書を送付するとき。
 - (2) 受託物品の受領に当たって前条第3項に規定する内容を記載した送り状が添付されている場合に、その1枚に受領卸売業者名、受領年月日及び受領担当者名を表示した受領印を押印するとき。

(受託物品の点検等)

第4条 卸売業者は、第2条第2項の照合をするときは、その物品の内容について入念に点検するものとし、特に延着品には一層注意するものとする。

- 2 卸売業者は、受託物品に異状を認めたときは、市長の指定する職員の確認を速やかに受けるものとする。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により市長の確認を受けようとする卸売業者は、あらかじめ、受託物品異状確認申請 書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定による確認は、市場内の当該物品のある場所において卸売業者等立会いの上、当該 物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、内容、重量、鮮度及び品質等について行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定による確認をしたときは、その確認事項に係る確認結果を明記した受託物品 異状確認証(第2号様式)を卸売業者に交付するものとする。
- 6 卸売業者は、前項の受託物品異状確認証の確認結果について、物品受領通知書又は売買仕切書に 付記しなければならない。
- 7 卸売業者は、受託物品の異状については、第2項ただし書に規定する場合を除き、第5項の証明 を得なければ委託者に対抗することができない。

(受領業務の責任体制)

第5条 卸売業者は、受託物品の受領業務を適正かつ確実に行うため受領業務の実施要領を作成し、 物品受領の責任者を定める等受領業務の責任体制を明確にしなければならない。

(受託物品の配列)

- 第6条 卸売業者は、受託物品を配列する際には、仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見を十分できるようにするとともに、せり売又は入札の際には、混雑が生じないよう努めなければならない。 (見本の抽出)
- 第7条 見本の抽出開函に当たっては、荷口を十分に代表し得るものを対象とし、担当せり人が責任者となり立会いの上抽出開函するものとする。この場合において、故意に見本を選択し、又は粉飾してはならない。
- 2 前項の見本の抽出開函において、規格選別が不十分な物品、損傷し易い物品又は延着品で事故の 発生しやすい物品については、販売後の紛争を防止するためできるだけ多くの見本を抽出しなけれ ばならない。

(売渡物品の確実化)

第8条 卸売業者は、品違い等の事故を防止するため、物品引渡しに当たっては、使用人を立ち会わせ、売渡物品の確実化を図るものとする。

(市場外にある受託物品の受領及び点検等)

第9条 第2条第2項、同条第3項、第3条、及び第4条の規定は、条例第45条第2項に規定する市場外にある受託物品の受領について準用する。この場合において、第2条第2項、第3条、及び第4条中「卸売業者」とあるのは「卸売業者から市場外にある受託物品の検収を行うよう委託を受けた者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前にいわき市中央卸売市場受託物品受領業務の適正化及び事故防止要綱の規定に よってした処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (令和2年6月21日)

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

附 則(令和3年8月10日)

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

受託物品異状確認申請書

年 月 日

いわき市長 様

名 称 代表者氏名

委	託	者	所	所 及 在 名 又	地									
申	申 請		場所											
立	숫	人	職	氏	名									
品	品名			入荷量	k	規格・	等級	・荷姿	到着日		月	日	時	分
取引区分等 □せ					り取引	□相	対取引	□電	子商耳	取引	□取引	以前		
検査を受ける損敗 又は内容相違の数量														
損相	敗違		はり	内原	容因									
損相	敗違		はり	内程	容度									
備					考									

受託物品異状確認証

いわき市指令第 号 年 月 日

様

いわき市長 回

		者	住所	所 又 在	. は 地										
委	託			名又	_										
			名	пл	称										
申 請		場	;	所											
立	숫	人	職	氏	名										
品名			総入荷量				規格	等総	及・荷姿	到	着日時	1			
											年	月	日	時	分
取引区分等 □せ						ŋ :	取引	□相	対取引	□電	i子商I	取引	□取	引以前	
検査を受けた損敗 又は内容相違の数量															
損敗又は内容相違の 原因と認められる事項															
損相	敗 違	-		内 程	容度										
備					考										
開設者職員確認日時及び氏名															
		年	J]	日		時	分							